

42	R7.4.14	R7.6.10	<p>火災調査書類（○）のうち、以下の書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 火災調査書 2 出火原因判定書 	5	●											<p>(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 また、この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 (7条6号) この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であるとともに、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、火災調査に必要な情報や火災関係資料を関係者からの任意の提供によって収集するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。 また、この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。</p>	予防部調査課
43	R7.4.16	R7.6.3	<p>火災調査書類（○）のうち、以下の書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 火災調査書 2 出火原因判定書 3 現場見分調査書（第1回） 4 現場見分調査書（第2回） 5 鑑識見分調査書 6 質問調査書【質問年月日：令和6年12月25日 15時55分から16時15分まで】 7 質問調査書【質問年月日：令和6年12月25日 16時30分から16時40分まで】 8 質問調査書【質問年月日：令和6年12月25日 16時40分から16時55分まで】 9 質問調査書【質問年月日：令和6年12月25日 16時45分から17時00分まで】 10 質問調査書【質問年月日：令和6年12月25日 16時55分から17時05分まで】 11 質問調査書【質問年月日：令和6年12月26日 9時35分から10時05分まで】 	100	●			●	●						<p>(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 また、この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 (7条4号) この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。 (7条6号) この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であるとともに、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、火災調査に必要な情報や火災関係資料を関係者からの任意の提供によって収集するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。 また、この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。</p>	予防部調査課	

46	R7. 4. 24	R7. 6. 30	火災調査書類（○）のうち、火災調査書、出火原因判定書、火災出場時における見分調査書、現場見分調査書及び鑑識見分調査書	62	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
----	-----------	-----------	--	----	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

53	R6.12.10	R7.6.13	<p>装備工場事務引継書（○） 令和4年4月1日 令和5年4月1日 令和6年4月1日</p>	164	●																<p>（7条2号）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため （7条4号）公にすることにより、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため （7条6号）公共の安全と秩序に関して他の行政機関との関係を記載したものであって、開示することにより行政の正常な運営を妨げるおそれがあるため。</p>	<p>装備部航空隊</p>	
54	R7.5.19	R7.6.2	○（○区○丁目○番○号）に係る共同住宅部分の消防計画作成（変更）届出書一式（平成22年6月1日22目○号）	4	●																	<p>予防部防火管理課</p>	
55	R7.5.19	R7.6.2	○（○区○丁目○番○号）に係る共同防火管理協議事項作成（変更）届出書一式（平成22年6月1日22目○号）	21	●																	<p>（7条2号）住戸部分の情報は、個人の権利利益に支障を及ぼすおそれがあるため （7条4号）住戸部分を公にすることで、住居内部への侵入や窃盗等の犯罪を容易にし居住者の安全を脅かすおそれがあるため （7条4号）住戸等に係る共用部分の情報は、侵入や窃盗等の犯罪を容易にし居住者の安全を脅かすおそれがあるため</p>	<p>予防部防火管理課</p>
56	R7.6.10	R7.6.17	○（○区○丁目○番○号）に係る消防計画変更届出書の鑑（令和5年7月19日○）	1	●																	<p>予防部防火管理課</p>	
57	R7.6.11	R7.6.17	○（○区○丁目○番○号）に係る消防計画作成（変更）届出書一式（令和4年2月14日○号）	23	●																	<p>予防部防火管理課</p>	
58	R7.6.10	R7.6.20	○（○区○丁目○番○号）に係る消防計画作成（変更）届出書一式（平成25年8月2日○号）	13	●																	<p>（7条2号）住戸部分の情報は、個人の権利利益に支障を及ぼすおそれがあるため （7条3号）電話番号の情報は公にされておらず、公にすることにより当該団体等の事業運営上の地位を損なわれると認められるため （7条4号）住戸部分を公にすることで、住居内部への侵入や窃盗等の犯罪を容易にし居住者の安全を脅かすおそれがあるため</p>	<p>予防部防火管理課</p>

